

河西ぼたん園を支援する会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、河西ぼたん園を支援する会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民に親しまれてきた河西ぼたん園を支援すること。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) ぼたん園の支援に関すること。
- (2) 催事、売店など事業に関すること。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人・団体・法人で構成する。

(入会及び退会)

第6条 会員になろうとする者は、入会書を添えて、また退会しようとする時は、退会届を提出しなければならない。

(会費)

第7条 会費は総会で定める会費を納入するものとし、退会時は返納しない。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

2. 役員は総会において選任する。

(職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、そのうち1人がその職務を代行する。
3. 事務局長は、会務に関する事務、会計事務、その他事務全般を行う。

4. 監事は会務及び経理を監査する。

5. 顧問は会のアドバイザーとして必要に応じておくことができる。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とする。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(種別)

第11条 本会の会議は、通常総会、臨時総会、事務局会議とし、会長が召集する。

(総会)

第12条 総会は毎年1回開催する。臨時総会は、会員の請求で会長が召集する。

(総会の決議事項)

第13条 総会は次の事項を決議する。

- ・ (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員の選任

(議決)

第14条 総会のほか会議は、出席会員の過半数の同意をもって決する。

第5章 会計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

第17条 この会則の施行について必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

附則

この会則は、平成20年5月19日から施行する。